

平成17年
10月から

介護保険施設などの 利用料が変わります



所得の低い人には十分な配慮を行います

所得の低い人は、下表の負担限度額までの負担となります。負担の軽減を受けるためには、市役所介護保険室等の窓口へ申請して、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要になります。

対象者等の詳細は、次のとおりです。

対象者

① 第1段階

- ・住民税非課税世帯（全ての世帯員が住民税非課税）で、高齢福祉年金を受給している人
- ・生活保護費を受給している人等

② 第2段階

- ・住民税非課税世帯（全ての世帯員が住民税非課税）で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人等

③ 第3段階

- ・住民税非課税世帯（全ての世帯員が住民税非課税）で、所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え26万円未満の人等

対象となるサービス

- ・施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

短期入所生活・療養介護（ショートステイ）

そのほか、10月から次のような改正も行われます。

- ・社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する人などの負担軽減制度
- ・高齢者夫婦などで一方が施設の個室に入所し、在宅で生活する配偶者の収入が一定額以下となる場合の負担軽減制度
- ・介護保険法施行前から特別養護老人ホームに入所されている人の負担据え置き制度
- ・利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる人についての負担軽減制度

より詳しい情報については、市役所介護保険室、または三隅保健センター、日置保健センター、油谷保健福祉センターへお問い合わせください。

問い合わせ

- 高齢障害課介護保険室 ☎ 23-1159
- 三隅保健センター ☎ 43-2444
- 日置保健センター ☎ 37-5100
- 油谷保健福祉センター ☎ 33-3021

平成17年10月から

- ①介護サービス費の1割負担分
- ②日常生活費
- ③食費
- ④居住費

施設サービスの居住費や食費は、介護保険給付の対象外となり、利用者負担となります。

施設サービスの利用者負担額は、①+②+③+④です。

現行

- ①介護サービス費の1割負担分
- ②日常生活費
- ③食費（食費の標準負担額）

施設サービスの利用者は、居住費（光熱水費など）や食費の一部が介護保険から支払われています。

施設サービスの利用者負担額は、①+②+③です。

居住費と食費の基準費用額および負担限度額

(単位:円/日)

	基準費用額	負担限度額（所得の低い人が対象）							
		第1段階		第2段階		第3段階			
		居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費		
特別養護老人ホーム	多床室（4人部屋等）	320円	1,380円	0円	300円	320円	390円	320円	650円
	個室	1,150円 ~ 1,970円		320円 ~ 820円		420円 ~ 820円		820円 ~ 1,640円	
介護老人保健施設 介護療養型医療施設	多床室（4人部屋等）	320円	1,380円	0円	300円	320円	390円	320円	650円
	個室	1,640円 ~ 1,970円		490円 ~ 820円		490円 ~ 820円		1,310円 ~ 1,640円	

※1. 個室の種類により居住費の金額は異なります。
 ※2. 短期入所生活・療養介護（ショートステイ）についても、上記金額が適用されます。

居住費・食費の標準的な利用者負担額（基準費用額）

	居住費（月額）	食費（月額）
多床室（4人部屋等）	320円	1,380円
個室	1,640円 (1,150円)	
ユニット型準個室	1,640円	
ユニット型個室	1,970円	

※1. ()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の個室の額です
 ※2. ユニット…居室と共同生活の場が一体として構成されているもの
 ※3. ユニット型準個室…壁上部が天井から一定程度の隙間がある部屋

給付と負担が公平になる仕組みに

現行の制度では、同じ要介護状態の人でも在宅で生活し介護サービスを利用する人と施設に入所（入院）して介護サービスを利用する人では費用負担が大きく異なります。在宅の場合は居住費や食費を本人が負担しているのに対して、施設に入所（入院）している場合はこれらの費用が介護保険から給付されているからです。

そこで今回の見直しでは、同じ要介護状態であればどこで介護サービスを受けても保険給付と負担が公平となるよう給付の範囲を「介護」に要する費用に重点化し、「居住」や「食事」に要する費用は保険給付の対象外になります。ただし所得の低い人の負担額は、一定の範囲の負担で済むよう配慮されています。

住民税を課税されている人または本人が非課税でも同じ世帯に課税者がいる人は、左表の金額が標準的な利用者負担額になります。